

# 監理技術者の要件としての 新たな国家資格の必要性

---

## 検討の背景

- 実務経験により監理技術者となるための指導監督的実務経験の資格要件を見直す必要があるかどうか。

## 検討の論点

- 現行の規定(元請4,500万、2年の指導監督的経験)について、

論点1 【金額・年数】各業種において要件を満たすための金額(4,500万円)・年数(2年)は妥当か。

論点2 現行の規定が妥当である場合、監理技術者となることができる資格の追加等を検討する必要があるか。

## 参考

[建設業団体等からの要望]

- ・ 実務経験の元請4,500万円の2年間の要件が、該当工事も少なく厳しすぎる
- ・ 地域によっては、要件に該当する工事の発注件数が極めて少ない
- ・ 企業、技術者のステイタスとして監理技術者資格者を確保したい

## 現行の規定

- 主任技術者資格に加え、“元請として請負代金額4,500万円以上の工事において、2年以上の指導監督的な実務経験”により、監理技術者になることが可能(指定建設業以外)

(法第15条第2号、令第5条の3)

資格要件	監理技術者		主任技術者
	指定建設業 <sup>(注1)</sup> 〔土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種〕	指定建設業以外(22業種)	
イ 国家資格	1級施工管理技士等	1級施工管理技士等	1級及び2級施工管理技士等
ロ 実務経験	取得不可 (国家資格取得が必要)	主任技術者資格に加え、 <u>元請として請負代金額4,500万円</u> <u>(注2)以上の工事において、2年以上の指導監督的な実務経験</u>	大学・短大・高専の指定学科卒 実務経験 3年以上 高校の指定学科卒 実務経験 5年以上 上記以外 実務経験10年以上

注1) 指定建設業は、施工技術の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を勘案して政令で定められるものであり、現在、7業種が定められている(令第5条の2)

注2) 請負代金額4,500万円は、政令で定められる基準金額

### ・現行制度の趣旨

金額: 監理技術者になるための実務経験であるため、監理技術者が必要な工事から一定程度小さい規模の工事を想定

年数: 上記の金額の工事に関して、一定期間の経験が必要であるため2年間と設定

### (参考) 監理技術者の配置要件【主任技術者及び監理技術者の設置等: 建設業法 第二十六条 2】

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(中略)が(中略)政令で定める金額以上になる場合においては、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

# 監理技術者、主任技術者の要件

			土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイレンがブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体					
建設業法	技術検定	建設機械1級																																		
		建設機械2級																																		
		土木1級																																		
		◎土木2級																																		
		建築1級																																		
		◎建築2級																																		
		電気工事1級																																		
		電気工事2級																																		
		管工事1級																																		
		管工事2級																																		
		造園1級																																		
		造園2級																																		
	地すべり防止工事士						1																													
	1級計装士									1	1																									
	解体工事施工技士																																			
	基礎施工士																																			
技術士法◎	技術士																																			
建築士法	建築士1級																																			
	建築士2級																																			
	建築設備士																																			
電気工事士法	第1種電気工事士																																			
	第2種電気工事士																																			
電気事業法	電気主任技術者																																			
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																			
水道法	給水装置工事主任技術者																																			
消防法	消防設備士																																			
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																		
		2級																																		
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																			

凡例 ■ 監理技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) □ 指定建設業  
 ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

## 実務経験により監理技術者となる割合の高い業種

● 実務経験により監理技術者となっている業種は、技術検定が適用されていない5業種に偏っており、それ以外の業種については割合が非常に小さいことから、割合の高い5業種の分析を行い、新たな国家資格の必要性等を検討する。

〔資格別 監理技術者資格者証保有者数〕

資格	保有者数	割合
1級土木施工管理技士	325,400人	37.2%
1級建築施工管理技士	147,095人	16.8%
1級電気工事施工管理技士	107,581人	12.3%
1級管工事施工管理技士	90,470人	10.3%
1級建築士	67,048人	7.7%
<b>実務経験</b>	<b>66,025人</b>	<b>7.6%</b>
1級造園施工管理技士	38,209人	4.4%
1級建設機械施工技士	14,330人	1.6%
国土交通大臣認定	9,246人	1.1%
技術士試験	9,035人	1.0%
合計	874,439人	

注) 保有者数は延べ人数(複数資格の保有者有り)

**実務経験による監理技術者の占める割合の高い業種**  
(監理技術者資格として技術検定が要件として設定されていない業種)

→ 実務経験者の建設業登録状況(指定建設業以外の業種)

業種	実務経験による 監理技術者数	監理技術者の 総数に対する 割合	【参考】 監理技術者の 総数
大工	39	0.0%	173,068
左官	3	0.0%	147,098
とび・土工・コンクリート	864	0.2%	442,687
石	8	0.0%	435,265
屋根	80	0.0%	173,109
タイル・れんが・ブロック	169	0.1%	173,198
鉄筋	3	0.0%	147,098
しゅんせつ	15	0.0%	325,985
板金	4	0.0%	147,099
ガラス	0	0.0%	147,095
塗装	1,118	0.3%	436,374
防水	131	0.1%	147,226
内装仕上	1,094	0.6%	174,123
<b>機械器具設置</b>	<b>26,253</b>	<b>98.2%</b>	<b>26,744</b>
熱絶縁	163	0.1%	147,258
<b>電気通信</b>	<b>28,694</b>	<b>97.2%</b>	<b>29,518</b>
<b>さく井</b>	<b>846</b>	<b>83.3%</b>	<b>1,016</b>
建具	15	0.0%	147,110
水道施設	2,253	0.7%	328,193
<b>消防施設</b>	<b>1,308</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,308</b>
<b>清掃施設</b>	<b>2,965</b>	<b>92.2%</b>	<b>3,216</b>
合計	66,025		3,753,788

注) 監理技術者数は延べ人数(複数業種の資格保有者有り)

## 検討の方向性

### 【課題・背景】

- 今後、技術者数の確保とともに適正な技術を持った技術者の確保による適正施工が求められている。
- 実務経験は、技術者の転職等により確認が困難となるケースがある。

### 【検討の方向性】

- 監理技術者は、できる限り、技術検定等の国家資格を有する者とすべきではないか
- 監理技術者だけでなく主任技術者も、できる限り、資格を有する者とすべきではないか。その際、国家資格だけでなく、民間資格も含めて認定してはどうか

### 【監理技術者の要件に係る当面の対応】(今回)

- 実務経験で監理技術者となる割合の高い、技術検定が要件として設定されていない5業種について、新たな国家資格の設定が早期に必要なかどうかについて検討

### 【監理技術者の要件に係る中長期的な対応】(案)

- 新たな国家資格の設定にあたっては、既存の技術検定(建設機械・土木・建築・電気工事・管工事・造園)による対応の可否についても検討

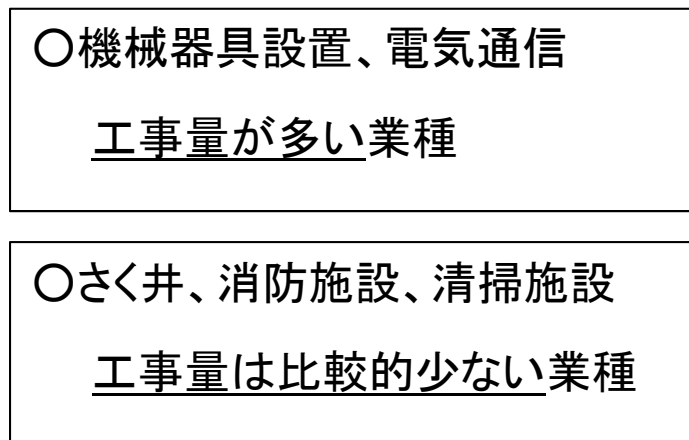
# 監理技術者の要件の見直しの必要性

実務経験による監理技術者の占める割合の高い5業種の元請完成工事高

業種区分	26年度の元請完成工事高
機械器具設置	2兆5200億円
電気通信	1兆2640億円
さく井	660億円
消防施設	620億円
清掃施設	4590億円※

※ 「その他の設備工事業」の元請完成工事高。清掃施設は、この内数出所)元請完成工事高は建設工事施工統計調査(第2表及び第12表)より作成

実務経験による監理技術者の占める割合の高い5業種を大きく2つに分類

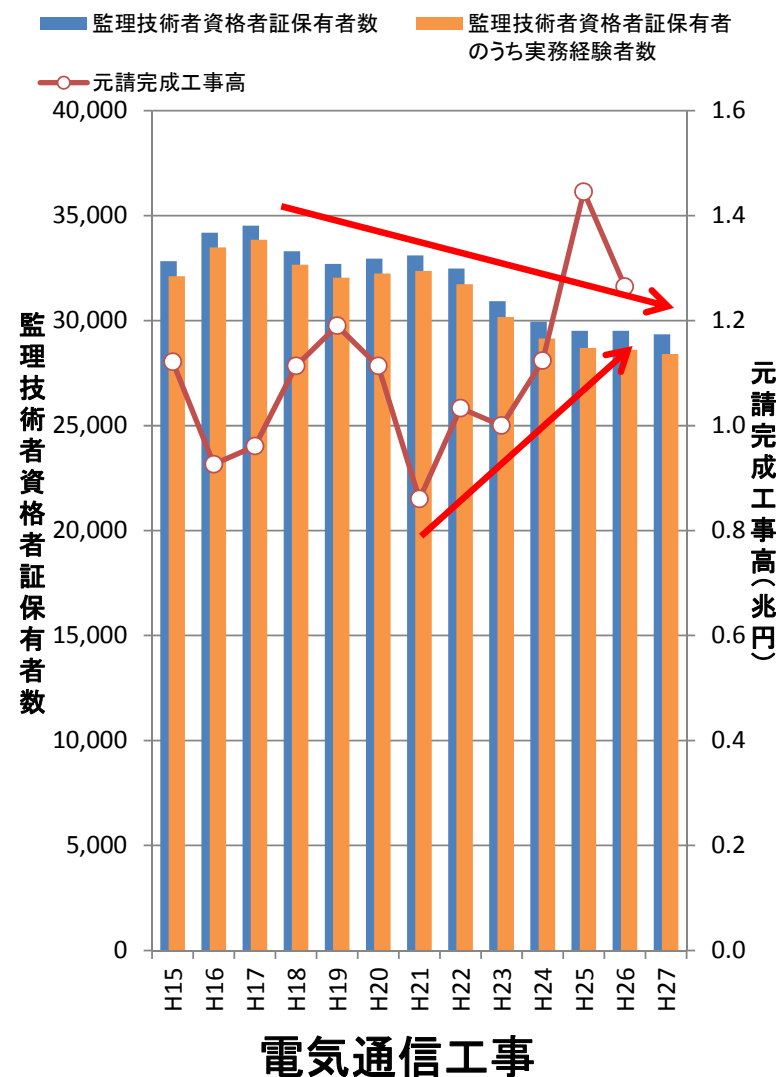
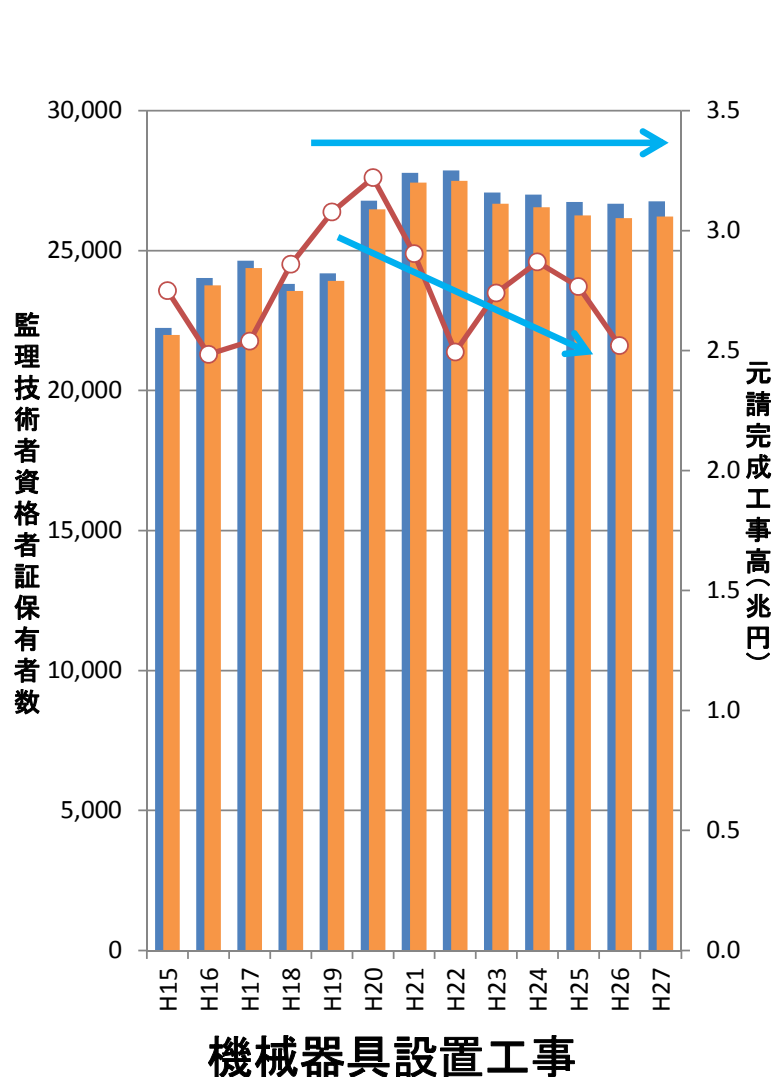


○工事量が多い機械器具設置・電気通信について、早期に新たな国家資格の設定が必要か検討

【視点】 現在の工事量に対し、監理技術者が確保できているか。

〔完成工事高と監理技術者数の推移〕

- 「機械器具設置工事」：監理技術者数は横ばい傾向で、元請完成工事高は減少傾向。
- 「電気通信工事」：監理技術者数は減少傾向で、元請完成工事高は増加傾向にあるため、技術者1人あたりの工事量が増加傾向。



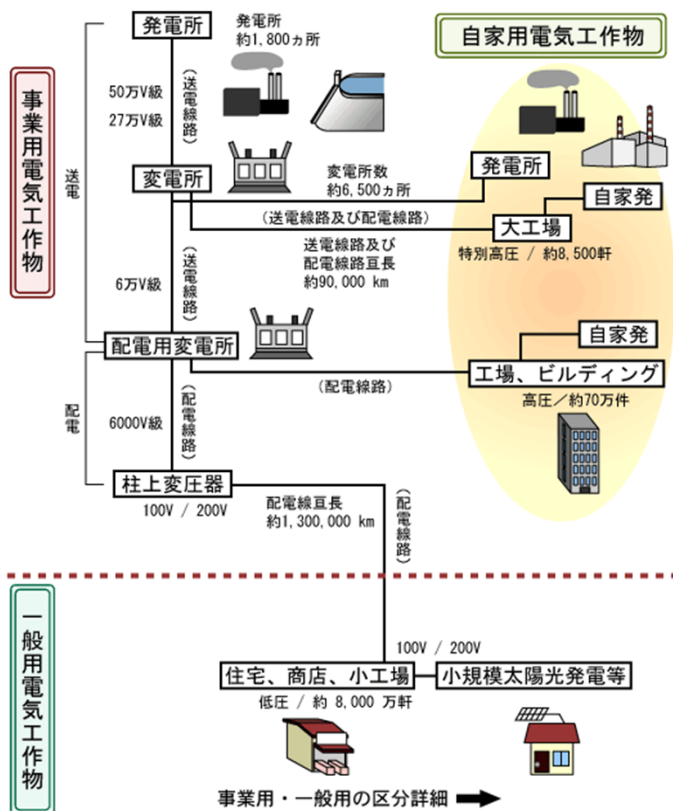
出所) 監理技術者資格者証保有者数は各年度3月末現在の監理技術者資格者証保有者データ、元請完成工事高は建設工事施工統計調査(第2表及び第12表)より作成



## 電気工事

建設業法における建設工事の内容(告示)における電気工事の記載

発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、受変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、証明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事



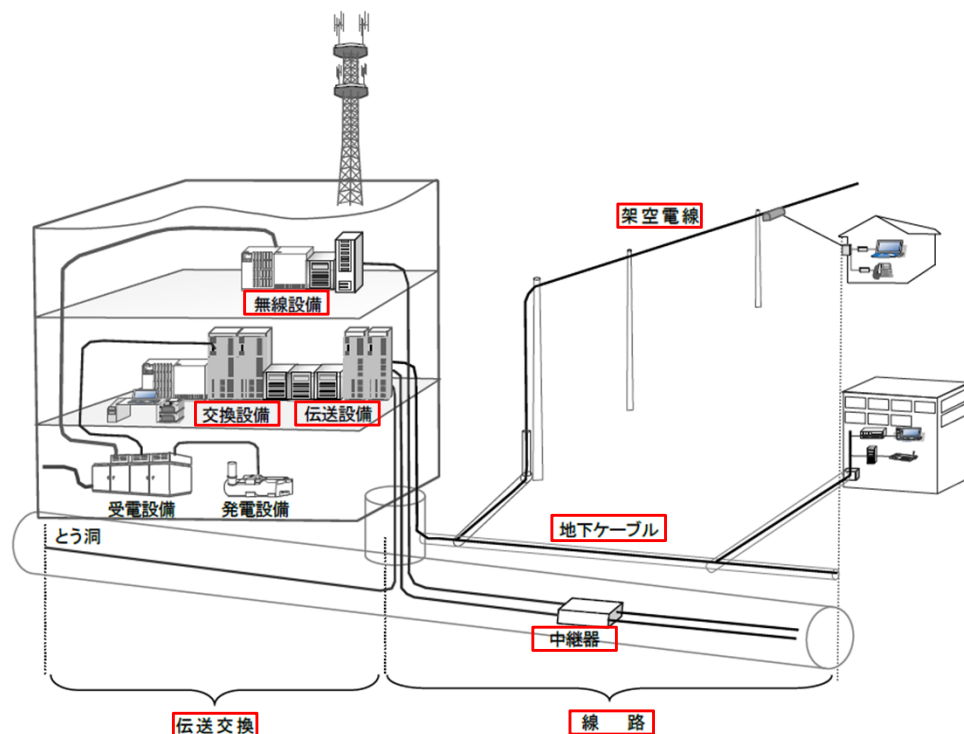
### 電気事業法 第2条第1項第18号

電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置 する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(中略)をいう

## 電気通信工事

建設業法における建設工事の内容(告示)における電気通信工事の記載

電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事



### 電気通信事業法 第2条第1号、第2号

電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう

電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう

## 検討の結果

電気通信工事については、

【視点】 工事量に対し、監理技術者が確保できているか

完成工事高と監理技術者数の推移から、監理技術者1人あたりの工事量が増加傾向

⇒ 今後、監理技術者の不足が懸念され、早期の対応が求められる

【視点】 既存の技術検定の種目での対応は可能か

既存の技術検定の種目と電気通信工事では、求められる技術が異なり、既存の技術検定による対応は不可能



**電気通信工事に関する新たな国家資格(技術検定)の創設について早期に検討が必要**

⇒ 別の場を設置し、具体的な内容について検討したい